49

労働行

厚労省が建築物解体時の石綿ばく露防止指針を発表

た。 へのばく露を防ぐための指針を公表しへのばく露を防ぐための指針を公表し体作業で労働者が石綿(アスベスト※)

石綿による健康障害予防対策につい石綿による健康障害予防対策については、労働安全衛生法の「石綿障害予では、労働安全衛生法の「石綿障害予に設けられた作業場所から、粉じんがに設けられた作業場所から、粉じんがに設けられた作業場所から、粉じんがに設けられた作業場所から、粉じんがに設けられた作業場所から、粉じんがに設けられた作業場所から、粉じんがに設すると、また、またでは、大き、は一にはない。

今後、東日本大震災の被災地で、建今後、東日本大震災の被災地で、建物の解体作業が本格化することから、築物解体時の石綿ばく露低減方策に係築物解体時の石綿ばく露低減方策に係築物解体時の石綿ばく露近減方策に係築物解体時の石綿ばく露近減方策に係等ががない。

|項目の具体措置を提示

――の四項目に分かれる。
含有シール材の取り外しに係る措置含有成形板等の除去に係る措置④石綿れた石綿等の除去等に係る措置③石綿れた石綿等の除去等に係る措置③石綿

活用することも盛り込まれた。国土交通省や経済産業省が公表する国土交通省や経済産業省が公表する国土交通省や経済産業省が公表する国土交通省や経済産業省が公表する国土を通過で製造企業が提供する各種情報をなどにつ

目視や設計図書で確認しても含有の 目視や設計図書で確認しても含有の が行うこととされた。

が疑われる場合は、吹き付けが行われれている場合など、複数回の吹きつけ建物が補修されていたり、増改築さ

もうたわれている。それぞれの場所ごとに分析を行うことている場所ごとにサンプルを採取して、

壁、柱、天井など吹き付けられた石 とや外部へ石綿が漏れ出すことを防 で業に支障のない限り小さく設定する 作業に支障のない限り小さく設定する た業に支障のない限り小さく設定する たされた空間で行うことが定められて がる。この「隔離空間」については、 内部の気圧を外よりも低く保つため、 作業に支障のない限り小さく設定する ことや外部へ石綿が漏れ出すことを防 にするため、プラスチックシートで密 関し、床面は破れることがないよう二 関し、床面は破れることがないよう二 関し、床面は破れることがないよう はん・排気装置は内部にフィルタを組 じん・排気装置は内部にあるものとしてい 以上排気する能力があるものとしてい 以上排気する能力があるものとしてい な。

除去作業を行う際は、あらかじめ粉いようにすることも盛り込んだ。を十分に洗い流し、外部に運び出さなを十分に洗い流し、外部に運び出さながようにすることも盛り込んだ。

ることから、今回その取り扱い方も決と高濃度の石綿にばく露する恐れがあ形板であっても、適切に取り扱わない粉じんが飛び散りにくいとされる成

ことも規定した。

することで、粉じんの飛散を防止する

じん飛散防止処理剤を散布し、湿潤化

で囲うべきことも盛り込んでいる。に分析を行うこと め、作業場所の周囲を養生シートなどっプルを採取して、 防止や関係者以外の入場を制限するたにより湿潤化すること、粉じんの飛散ないことや、作業前に適量の水や薬剤

配管などのつなぎ目で用いられる石

などやむを得ない場合を除いて破砕し

大きさから運搬に支障をきたす

トピックス

総含有のパッキンなどシール材の取り 外しを行う場合も、作業前に湿潤化し、 をにシールが固まっている場合は、グ らにシールが固まっている場合は、グ ローブバッグで隔離することとし、さ 厚生労働省は五月九日、関係事業者 団体などにあて、会員企業に対し指針 を周知するよう労働基準局長名で要請 を周知するよう労働基準局長名で要請

※石綿(アスベスト)

カリソタイルやクロシドライトなど目に見えて、耐熱性、断熱性にもすぐれていることから、く、耐熱性、断熱性にもすぐれていることから、ないほど細かい繊維状の鉱物の総称。摩擦に強ないほど細かい繊維状の鉱物の総称。摩擦に強ないほど細かい繊維状の鉱物の総称。摩擦に強ないというできない。

なり、段階的に使用規制が強められた。 ら、七○年代から有害性が問題視されるように 中皮腫など呼吸器系の疾患を引き起こすことか しかし、大量に吸入すると石綿肺や肺ガン、

二○○四年にはアスベストを一%以上含む製二○○四年にはアスベストを一%以上含む製造、使用が原則禁止され、さらに二○○六年にはこの基準が○・一%以上に引き上げられた。現在では使用量はほぼゼロとなったものれた。現在では使用量はほぼゼロとなったものれた。現在では使用量はほぼゼロとなったものという。

(調査・解析部)